

時範記 承徳三年夏

平時範の日記『時範記』は、筆者の極官が右大弁であったところから、『平右記』・『右御記』・『右大記』などとも呼ばれている。これらの呼称は、各種の部類記等に引用されていることによつて知られているのであるが、その引用されている年次の広がりからみても『時範記』がもとはかなりな量の日記であったことが窺える。しかしながら、現存する『時範記』は僅かな残闕記事が集められたものに過ぎず、ある程度まとまつた形の伝本の存在は殆ど知られていなかつた。その中で、先年書陵部藏旧九条家本の内より鎌倉初期の書写にかかる『時範記』（承徳三年春）一巻が発見され、本紀要第十四号及び第十七号において、早川庄八氏により紹介されている。ここに紹介する『時範記』は、東山御文庫に『源基綱朝臣記』という書名で所蔵されている一本で、その内容は承徳三年夏の日次記である。本書自体は新たに発見されたものではないが、先頃内容を調査した結果、後述の理由により『時範記』であることが判明したものである。

本書は美濃判仮綴の冊子本で、十四紙（そのうち墨付十三紙）よりな

り、渋引布目表紙が付されている。本文は江戸期の書写にかかり、表紙には桜町天皇の宸筆になる「承徳三年夏 三木左大弁源基綱朝臣記」との外題が記されている。

次に本書を『時範記』と判定した理由について触れておく。

本書が承徳三年夏の日次記であることは、月の大小及び日付の干支等により間違いなく、また、筆者の活動からみて、弁官が記した日記であることも容易に推察される。源基綱はこの時期参議左大弁であつたから、その点は差しつかえない。ところが本書の筆者は殆ど毎日のように大殿（藤原師実）・殿（同師通）・宮（中宮篤子内親王）のもとに参じており、これを基綱の行動とみるといささか疑問に思われた。本文内容から判断して、筆者は攝関家及び中宮に近侍している人物と考えざを得なかつたからである。しかも本書四月十六日条には「今日依所勞不出仕、左大弁參着云々」とあつて、本書の筆者が左大弁（基綱）以外の人物であることを示している。そこで『後一条師通記』と照合してみると、本書四月七日条に「參大殿（中略）為御使參殿」とあり、『師通記』

同日条に「左少弁時範為殿御使申云」と見える。また、本書四月十九日条には「被定御賀茂詣事、下官為執筆」とあり、『師通記』同日条に「有賀茂詣定事、執筆左少弁時範」と見え、本書の筆者が平時範であることは確実なものとなつた。時範は撰閑家の家司であり、この時中宮大進をも兼任していたから、本書の筆者がしばしば中宮のもとに参じていてことについても、これで理解できる。しかも、九条家本『時範記』によれば、この年の一月に任国因幡に下向した時範は、同三月二十七日に國府を出立し、同二十九日、播磨国平野まで進んできている。本書巻頭の記事が、四月一日魚津到着、同三日夜入京、というところから始まっているのは、まさに時範が因幡から都に帰りつつある道程を示すものであつたわけである。また、大日本史料に『時範記』として収載されている『元亨三年具注曆裏書』とも照合してみると、同書において本書の年紀に相当する期間には、五月二十二日条のみが抄録されているに過ぎないが、両者の記事は完全に一致する。

以上により、本書を『時範記』とみることに關しては問題はないものと思われる。本書の特色は、その所収年次が先の九条家本に接続する期間で、これにより、當時因幡守を兼官していた時範の任国下向の旅はその全行程が明らかとなる。しかしそれ以上に本書の内容で注目されるのは、関白藤原師通の死去に関する記事であろう。師通が病死するのは承徳三年六月二十八日のことで、この時期は『中右記』・『長秋記』が目録を存するばかりで本文を欠いていることから、師通の死についての具体

的な状況は全く不明であつたが、本書により、師通の罹病から死に至る経過は、その大要を知ることができるのである。

最後に、本書に『源基綱朝臣記』という書名が記されていたことについて若干考えておきたい。本書の巻頭が山陽道を都に向かう旅の記事で始まっていることは前述の如くである。本書が『源基綱朝臣記』とされたからには、この旅をしている人物が基綱であると考えられたことになる。そこに関連づけられるものとしては、基綱の父太納言經信が大宰權帥となり任地において死去したことがあげられる。經信の死は永長二年（承徳元年）閏正月六日のことであるが、經信重病の報が都にもたらされたのは同月二十三日で、この日基綱は暇を請い、鎮西に下向せんことを願い出ている（『中右記』同日条）。一方、基綱の弟で歌人として名高い俊頼はこの時經信とともに大宰府にあり、その家集『散木奇歌集』に、父經信の死を悼みつつ大宰府より帰洛してくる様を詠じている。『散木奇歌集』には年次の記載はなされていないが、この俊頼の悲歎の旅は後世までもよく知られるところであった。逆に言えば、この『散木奇歌集』が広く知られていたため、承徳三年頃に弁官で西国に旅する可能性のあつた人物として、基綱が本書の筆者に結びつけられたとは考えられないであろうか。

凡例

一、翻刻に際しては、書陵部所蔵のマイクロフィルムからの写真版を用いた。

一、使用漢字は原則的に原本のままでしたが、一部異体字は正字に置き換えた。

一、編者の加えた註のうち、校訂註に関する註で本文に置き換えるべき文字を含むものには「」を、それ以外の校訂註および人名その他の説明註には（）を附した。

一、便宜句点をうち、改丁は」で示した。

（宮崎康充）

（表紙外題）

「承德三年 夏

三木左大弁源基綱朝臣記」

承德三年 夏 改康和元

四月

一日、癸酉、今日降雨、辰剋出宿、未剋着魚津、

二日、甲戌、早旦出宿、申斜宿生田社邊、入夜少雨、頃之又晴、

三日、乙亥、早旦進發、入夜入洛、先參關白殿、次參大殿、今日

（令子内親王）
於齋院有和謁御遊、兩閣參御云々、

四日、丙子、今日不出仕、

或人來告云、申剋許女御殿傷胎給、懷姪之後六ヶ月也、

五日、丁丑、午剋參大殿、次參殿、次參鳥羽殿、入夜歸了、

（藤原師通）

（白河上皇）

（藤原師實・師通）

（中宮尊子内親王）

（源雅俊）

（藤原季仲）

（源國信）

（小規）

（孟子）

(中原)

卿、々々以外記有清被内覽、是則秉燭之後也、有清未歸參以

前、頭辨(藤原宗忠)奉勅仰下除目事、下官依上仰着宰相座書之、其儀先

被下申文等、隨上卿仰書之、除目四枚、史并山城介一枚、勘解由公卿兼官書別冊、修理宮城使一枚、庫助一枚、可賜式部兵「兵」一枚、已上書五枚、除目各(アキマ)太政官計

奏、敍位不注如例、召名書了、奉上卿、々々覽了、下官退座、上卿以頭辨被内覽、次參御所邊奏了、復仗座被下二省、先是

被奏前駢定文如例、

左少史紀盛言轉任

右少史大江忠時出納

勘解由長官源基綱

兵庫助平盛兼前陽明門院未給

修理左宮城使源能俊

山城介惟宗盛親即敍位從五位下

十日、壬午剋參大殿、次參殿、

十一日、癸未、今日天晴、午時參殿、次參院、

十二日、甲申、早旦參大殿、午剋參內、未剋向松尾社、申剋着社

頭、掌侍仲子防州、參上、祭奠之儀如例、事了歸洛、其次詣平

野社奉幣、次歸了、公家被立平野使、若狹守敦兼

十三日、乙酉、早旦參大殿、申定御賀茂詣舞人事、午後參高倉殿、

次參內、候宮御方、

晚頭大殿令參給、臨暮退出、

十四日、丙戌、午後參殿、晚頭退出、

十五日、丁亥、早旦參大殿、申剋參殿、入夜參宮、

十六日、戊子、今日依所勞不出仕、源基綱左大辨着座云々、

十七日、己丑、今日不出仕、

十八日、庚寅、今日不出仕、

十九日、辛卯、早旦參大殿、次參結政、先是左大辨・左中辨・右

中辨被參着、未剋右大將被參、有政、申文之儀如例、有出立、

被着南所、事了退出、下官觸大辨留着造宮行事所、頃之源重實民部

卿・源宰相國信中將奉之被參着、下官着座、上宣令勘行事所始日

時、下知史廣親伴申上日時、即被下、々官結申起座、下左大

史祐俊宿禰、任件日時令始作事、兼令成宣旨一枚、官厨家儲

饌、盃酌之後上卿以下起座、巡檢退出、次下官參殿、次參大

殿、次參內宿侍、自去夕宮不例御也、

廿日、壬辰、已剋退出、參大殿、次參關白殿、申剋歸參宮、今夕

宿侍、今日被仰殿御前事了、

廿一日、癸巳、早旦參兩殿、沙汰雜事、申剋歸參宮宿、

廿二日、甲午、早旦於宮被行御卜、依御惱也、奏事日之後退出、

參大殿、已剋參齋院、依爲行事也、大殿參御、申剋關白殿令

參給、先是上卿新大納言・宰相新宰相被着客殿座、走孺等渡客

殿前、頃之出御、下官率上官渡大路如恒、行列次第如例、

左衛門佐代周防守孝清 務藤原定遠

右衛門撫佐俊信 勿藤原親定

左兵衛佐顯重 勿豐原貞平

右兵衛佐常陸國房 次第使左馬助兼信 右馬允平資範

藏人所前駄雜色家重國盛

本院宮主有故障、仍用代官、津守廣重

御禊之儀如例、

廿三日、未、今日參兩殿、沙汰御物詣事、

廿四日、申、今日有御賀茂詣事、天晴、今日大殿・關白殿有御

賀茂詣事、仍早旦大殿渡御於關白殿三條殿、兼日奉仕御裝束、

其儀見于去年記、午剋中宮大夫・新大納言・左大將・二位中

納言・左兵衛督・宰相源中將・左大辨參上、兩閣出御、次被

渡兩方御幣・神寶、次舞人乘力 尻渡、次出御、大殿前駄諸大夫

廿人、殿上人十人、地下君達四人也、檢非違使左衛門尉宮道

式賢候御後、次關白殿、前駄如例、右中辨有信朝臣・少納言藤原

懷季・左大史祐俊・大外記信俊等奉仕御前、檢非違使左衛門

尉高階盛業祇候、未剋着御下社御禊幄、陰陽博士安倍 泰長奉仕御

祓、御禊之儀如例、次入御社頭、大殿令着幣殿給、本社立案、

五位大夫等運置御幣・神財等、前安藝守藤原 有俊朝臣取金銀御幣

傳獻大殿、御拜之後給御幣於禰宜惟季、社司等運納神寶、次祝伊房參上、申返祝戶」 次給社司以下祿、次大殿令着右殿

給、次關白殿令着幣殿給、令獻神寶給儀同大殿、但右中辨有信朝臣獻金銀幣、返祝之後給社司祿、次令着右殿給、次舞人

剋事了出御、令着馬場屋給、次舞人馳御馬、次令立給、申斜

着御上社御禊幄、御祓之儀如例、事了入御社頭、奉幣儀同下

社、東遊之間內藏寮羞饌、社司供神酒儀如例、事了賜舞人・

陪從祿、酉剋着御馬場幄、賜殿下御前祿、次舞人馳御馬、次

還御、下官依所勞自上社歸洛、仍不扈從、

左 舞人

府生公利秦 下毛野 敦重 武忠 番長公種 秦 助久 敦清

將曹兼方秦 下毛野 府生行利秦 下毛野 厚時 秦 下毛野

敦重 武忠 番長公種 秦 助久 敦清

將曹兼方秦 下毛野 府生行利秦 下毛野 厚時 秦 下毛野

右

廿五日、丁酉、祭也、已剋參齋院、先是大是大殿令參給、申剋上衍

卿新大納言・宰相國信卿・下官以下着客殿、走孺等渡客殿、使々不參、頃之寄御輿、此間禊祭上卿以下相率退出前行、次禊祭上卿・宰相烈見立定車、次下官率上官列車而渡、於萬里小路邊見物、次檢非違使渡、次使々如例、王輿未渡以前、々行向河原幄、勸盃之後參鳥居外屋、次齋王着御祭服、移腰輿入御社頭、次下官直向神館了、

内藏寮使助行仲
近衛府使右少將家定

(源)

馬寮左權頭
(源)

中宮使權高顯通朝臣
(源)

山城介盛親
(源)

次第使左馬助兼信

行列使右馬允平資範
(源)

廿六日、戌早旦參齋王御所、自去夕不例御云々、午剗大殿令參給、申剗使々參上、給祿退出、先是關白殿參御、近衛府使參上、先着幄床子、次起座、東遊、給祿退出、次行事辨以下賜祿退出、次寄御車、下官於栢杜扣車、頃之渡大路、申斜參紫野院、齋王還御、前庭敷使以下座、一如恒例、近衛府・馬寮使着座、長官傳喚、垣下侍臣遞以勸」盃、二獻之後、近衛府使起座、立於屏下「令舞求子、三獻之後、賜使以下祿、次兩殿出御、下官歸了、入夜參中宮宿侍、

廿七日、亥今日候宮、依不例御也、今夕宿侍、

廿八日、子

庚

早旦退出、參大殿、頃之退出、申剗着束帶參內、

季御讀經始也、入夜事了、立南殿行香、次宮御方被始大般若御讀經・仁王講、此間心神乖例相扶祇候、事了歸了、

廿九日、辛丑所惱不發、

五月

一日、卯所惱不發、

二日、辰所惱發、

三日、巳所惱不發、

四日、午所惱發、

六日、申今日公家被發遣廿二社奉幣使、依天下病事也、今日所惱發、今日內新圖五大力尊像、寫金泥仁王經一部、崛權大僧都隆禪令開講之、講演之間所惱雖有發動之氣、依講經之力忽以解散、今日以後不發」

九日、亥今日公家於南殿被行如法仁王會、依天下病患也、大般若十二日、甲寅今日公家於南殿、以六十口僧被行大般若御讀經、限以七日云々、

十八日、庚申、今日始以沐浴、

廿四日、寅、今日取勝講始也、今夕參南殿、

廿八日、午、今日取勝講終也、有僧綱召、又被下阿闍梨宣旨云々、

權律師永觀三會已講、齋尊二會已講

行勝公家御修法勞

被下阿闍梨五人宣旨云々、

今日於東大寺有千僧御讀經、依疾疫也、右中辨有信朝臣行之

云々、

六月

三日、甲戌、今日參兩殿、次參內、參宮御方、

四日、乙亥、不出仕、

五日、丙子、今日始參結政、次參內裏、

六日、丁丑、今日早旦參大殿、次參荷カ大殿、次參內、

八日、己卯、早旦參殿、次參大殿、次參內、

九日、庚辰、已剋參大殿、次參內裏、午後民部」卿被參、巡檢之後被退出、

十日、辛巳、早旦參殿、午後退出、參內、此一兩日宮有御風氣、

十一日、壬午、早旦參大殿、次參宮、申剋退出、入夜參神祇官、

太皇大后宮權大夫被參會、宰相不參、仍上卿一人可行由、豫
以被仰下、亥一剋供神座、上卿取手巾箇、下官并少納言家俊
昇坂枕、中務官人・內舍人・大舍人等昇神座、次掃部官人供
神座、次上卿以下復座、次供夕膳、子一剋撤神膳、丑一剋供
曉膳、寅一剋撤神膳、次上卿以下率參、撤神座、事了退出、
十二日、癸未、辰剋參大殿、次參院、去夕有御霍亂事之故也、未
剋歸洛、申剋着衣冠參大殿、次向尊重寺、今日依相公遠忌也、
(平親信)
次參宮、及深更退出、

十三日、甲申、早旦參大殿、次參殿、次參宮、自內依有御消息參

大殿、卽以歸參申御返事、次退出、入夜歸參宿侍、

十四日、乙酉、早旦退出、參內裏、巡檢之後退出、」次參大殿、
次歸了、

十五日、丙戌、今日依遠忌不出仕、

十六日、丁亥、早旦參宮、次參兩殿、午後退出、

十七日、戊子、早旦參關白殿、次參大殿、次參宮、申剋依大殿召
參齋院、大殿參御、依御物忌令立門外給、自去四月祭夜不例

御、而近日殊以發御、殆可及危急、頃之令落居給、仍歸御、
十八日、己丑、早旦參兩殿、次參宮、今日齋院御心地尙以不例、

仍大殿令營參給、下官參上、臨昏退出、

入夜參關白殿、頸有御二禁、一兩日所令沃水給也、而今日更發御云々、仍所營參也、頃之參大殿、召御前、爲御使參關白殿、已臨夜半、仍宿侍、

十九日、庚寅、今日終日祇候、早旦大殿渡御、午剋大殿令參齋院給、晚頭有所勞、仍退出了、

被造始御佛六軀、藥師、不動、大威德、千手、不空
羈索、延命

被始御修法三壇、不動、藥師、不空羈索

御讀經、藥師、仁王講、春日御社大般若

今日有軒廊御卜云々、依齋院御惱也、」

廿日、辛卯、傳聞、今日齋院依病辭退令退出給、大殿・左大將令營參給、移御々車之間、殆如危急、卽出御土左守有佐朝臣宿藤原所、其後令落居給云々、

廿一日、壬辰、今日未明齋院渡御法成寺南座主房云々、傳聞、主稅頭忠康丹波朝臣・盛親殿下御二禁加針了、其後尙依不快御、重召成貞(和氣)被加針了云々、

廿三日、午、今日關白殿被始行種々御祈禱云々、
廿五日、申、今日有關白殿御上表事云々、

廿六日、丁酉、今日御惱不快、仍有御諷誦云々、

下官自去十九日有所勞不參入、々夜相扶參入、頃之退出、廿八日、己亥、辰剋關白殿御惱危急之由、依有其告逐電參入、有所々御誦經、兼亦諸社被奉御馬、又被造始御佛數軀、亦令剃

御頂髮給、座主令授戒給、事出密々不及披露、及于午剋御臨終一定了、悲歎之至不存筆札、下官晡時退出、晚頭歸參、御所在寢殿東北渡殿立廻御屏風、入夜供御燈北面、云々、」

廿九日、子、庚子、今明日々次不宜、仍無雜事沙汰、供御膳如例云々_{六本高坏}又供御手水、已上民部大輔源行信爲陪膳云々、今日參殿、卅日、辛丑、今日參殿、

義德二年 夏

三木左大午源基經朝臣記

義德三年 夏 改康和元

四月

一 日 癸 今日降雨辰刻知宿未列至與津

二 日 甲 早且奉宿中斜宿生日社遙入夜

少雨頃之又晴

三 日 乙 午且至夜入夜入浴先奉用白殿次本

大殿今日於齋院有和諏御遊文同奉御之

四 日 丙 今日不有仕

或人來告云中列許女御及傷胎給懷妊之後六ヶ月也

時 範 記 卷頭

五日 丁 午利奉大殿次奉殿次奉馬羽殿入夜吸

六日 戊 今日於院被供養尊勝陀羅尼始自公卿至于下部調獻之請僧廿口僧正降明為導師是則依世間不聞御祈也大殿用白殿奉御下官不奉依禮奉行事也入夜奉大殿次奉宮次奉殿上

七日 己 巳利奉東帶奉大殿午利新大納言左大將二位中納言被奉次奉御有御賀慶詣定下官為執筆其儀見去年記定為御

使奉殿脫頭以

八日 庚 早且奉大殿次奉殿中列奉宮依御灌佛也因列內御方御灌佛不可持奉山取

御裝束右大將二位中納言右崇門督大官推大夫新寧宰相中將奉上御灌佛儀如值入夜退奉

九日 辛 早且奉大殿午利奉殿東帶未利新大納言左大將二位中納言奉上殿下奉御被定御賀慶詣事下官為執筆其儀如值定依作奉大殿脫頭宣文中列奉齋院先奉新

時 範 記